

ファイティング契約書

私 _____ 本名 _____ は、

本条の契約事項に則り本大会に出場し肘（有り・無し）ルールで試合を行うことを誓います。

私に支払われるこの試合の報酬は _____ である事を承諾します。

私は本大会のチケット _____ 枚を販売する事を約束します。

私は本大会のチケット代を大会 2 日前に主催者指定の銀行口座に振り込むことを約束します。
振込先 GMOあおぞらネット銀行 店番101 普通 口座番号1 1 3 7 5 6 1
カ) アンノウエンターテイメントプロジェクト

第1条（怪我等による試合のキャンセルについて）

- 1 項 契約後、代替選手が見つからず試合が中止になってしまった場合は、対戦相手のファイトマネーをキャンセルした側の選手（所属ジム代表者）が支払うこと。
- 2 項 選手の試合キャンセルの連絡が試合当日を含め 10 日以下だった場合、さらに代替選手が見つからず試合が中止になってしまった場合はキャンセルの選手は「不戦敗」となり対戦相手の選手が「不戦勝」となり、戦績としてカウントされる。
- 3 項 試合をキャンセルされた側の選手、代表を含むジム関係者は上記以外の金銭、ペナルティなどを相手選手や代表を含むジム関係者、及び主催者に対して請求することは出来ない。

第2条（主催者の納得できない理由による試合のキャンセルについて）

- 1 項 契約後、代替選手が見つからず試合が中止になってしまった場合は、対戦相手のファイトマネーをキャンセルした側の選手（所属ジム代表者）が支払うこと。（計量オーバーで試合不成立の場合も同様）
- 2 項 また対戦相手が販売済みのチケットを買い取ること。
- 3 項 試合をキャンセルされた側の選手、代表を含むジム関係者は上記以外の金銭、ペナルティなどを相手選手や代表を含むジム関係者、及び主催者に対して請求することは出来ない。

第3条（試合のダメージによる事故や怪我について）

試合に起因する死亡後遺症及び怪我等の補償等を一切求める事が出来ない。

第4条（計量通知の内容について）

- 1 項 計量通知記載内容を確認し遵守した上で試合に出場すること。
- 2 項 計量開始から二時間以内に既定の体重まで落とせない場合や血液検査表の提出がない場合は、対戦相手ジム関係者及び主催者と協議の上ペナルティを決定する。ペナルティの種類は不戦敗、減点からのスタート、罰金、ファイトマネーの没収等がありこのうち複数課せられる場合もある。罰金は試合が成立する場合対戦相手側に支払い、不成立の場合は主催者に収める。1kg未満30% 1kg以上50% 2kg以上100%とする。
※血液検査表は大会二週間前までに提出すること。
原則として体重超過が2kg未満の場合は試合を執行することとする。2kg以上の場合は協議の上決定するものとする。

第5条（肖像権）

本大会の肖像権は主催者に帰属する。

第6条（秘密保持）

本契約に関して知りえた情報を一切他に漏洩させてはならない。

第7条（協議）

本契約に定めのない事項が生じたとき、
又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、
選手、主催者、所属ジム代表、三者が誠意をもって協議の上解決するものとする。
（規定外事項）本契約に関する争訴は大阪地方裁判所を管轄裁判所とする。

契約日 年 月 日

所属ジム代表 _____ 印 選手本名 _____ 印

主催者 株式会社 Unknown Entertainment Project _____ 印

以上、本契約成立の証として、本書を三通作成し、主催者、所属ジム代表、選手本人、計三つ割り印を押し、一通を主催者まで郵送し、残りは所属ジム代表、選手本人が保管する。